

水害から身を守る

梅雨の末期は梅雨前線の停滞などにより、集中豪雨が降りやすくなる時期となります。一度発生すると、道路冠水や低い土地での浸水、河川の増水や氾濫など、水害が発生する危険性が高まります。水害から身を守るために、それぞれの家庭で水害に備えるための心得について紹介します。

関係機関管理防災課 ☎305

■洪水地震ハザードマップを確認しましょう

自宅や地域の水害の危険性、また、安全に避難するために避難場所と避難経路を日ごろから確認しておきましょう。

■非常時の持ち出し品の準備をしましょう

避難先で必要な最低限の食料、飲料水、常用薬のほか、マスク、除菌ウエットティッシュ、体温計などを準備し、避難先に持っていきましょ

■避難に関する情報に注意し、必要に応じて速やかに避難しましょう

市から避難情報が発表された場合は、速やかに避難を開始しましょう。

■避難先での感染症対策

新型コロナウイルスの感染が懸念されるなか、感染リスクを避けることを念頭におきながら、避難を考えましょう。また、多くの人が集まる避難所では、手洗い、咳エチケット、人との間隔を空けるなど基本的な感染症対策を徹底しましょう。

〈避難するための行動フロー〉

水害時にあなたがとるべき避難行動は？

確認しましょう

避難行動判定フロー

ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

各河川が氾濫した場合の浸水想定を確認しましょう。

0.5メートル未満
(1階床下)

0.5メートル以上3メートル未満
(1階水没)

3メートル以上5メートル未満
(2階水没)

自宅は2階以上

自宅は3階以上

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊する可能性が低い
②浸水する高さより高いところにいる
③浸水しても水が引くまで我慢できる、水・食料などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全を確保することが可能です。

安全な親戚や知人宅、または避難所に避難しましょう。

※5メートル以上の浸水深が予想される地域は、一般的な家屋の2階以上が浸水する可能性があります。また、ハザードマップは、想定される1つのケースであり、これ以上の災害が生じる場合があります。

適切な避難のための3つのポイント

- ①避難とは「難」を「避」けることです
自宅での安全確保が可能な方は、自宅に留まる在宅避難を行いましょ。
- ②避難先は、避難所だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょ。
- ③マスク・除菌ウエットティッシュ・体温計の携行
避難所の感染症対策に係る備蓄品には限りがあります。自分で使用するものは、家庭で備蓄し、避難所へ持っていきましょ。



別表第4 (第76条関係) 開発基準の適合審査

項目	改正の内容
道路	・開発区域に接する道路が複数存在する場合、そのうち自動車出入口が設置されない道路の幅員について、基準を適用除外とすることを明確にしました。
雨水流出抑制施設	・開発区域が1ヘクタール以上であって「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」が適用されない場合において、市基準の適用を受けることとなることを明確にしました。
緑地	・開発区域が500平方メートル未満における基準について、開発区域が500平方メートル以上の場合の基準を勘案し、開発区域がど敷地の場合は「10/パーセント以上」から「9/パーセント以上」に緩和しました。
清掃施設の整備	・ごみ集積所の必要面積の算定方法を1戸当たり0.3平方メートル(外構を含まない有効面積)としました。
景観基準	・景観法との整合を図るため、建築物および工作物の色彩基準が適用される範囲を同法の届出対象に限定しました。
交通安全施設及び駐車場施設	・八潮駅周辺の商業地域および近隣商業地域における自動車および自転車駐車場の台数に係る基準の緩和規定を定めました。 ・大規模小売店舗立地法が適用される場合について、市基準が適用されないことを明確にしました。

別表第5 (第98条関係) 都市計画法に基づく技術基準

項目	改正の内容
道路に関するもの	・開発道路を袋路状道路とする場合の基準に避難上および通行上支障がない場合の要件を追加しました。

別表第6 (第98条関係) 都市計画法に基づく立地基準

項目	改正の内容
施行令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等	・市街化調整区域における空家対策のため、建築等許可の立地基準に関し、長期にわたり建築物の敷地として利用されている土地について、建替えを認める規定を定めました。

別表第8 (第100条関係) 小規模開発事業に基づく基準

「道路」と「緑地」の項目については、別表第4と整合を図りました。

開発事業

①開発区域の面積が500平方メートル以上の開発事業

※改正点については、別表第

市内で開発行為や建築などの開発事業を行う場合は、次の手続きが必要で、なお、施行日以降に手続きを開始するものについては、新基準が適用されます。

都市計画法関連

②中高層建築物の建築(高さ10メートルを超える建築物)など
※改正点については、別表第4を参照

小規模開発事業

③300平方メートル以上500平方メートル未満の開発事業
※改正点については、別表第8を参照
施行規則なども改正してまいりますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。

関係機関管理防災課 ☎322

八潮市みんなのでつくる美しいまちづくり条例の改正 (令和2年7月1日施行)